

各国のファンドに対する規制の概要

	アメリカ		イギリス	フランス
根拠法規	1940投資会社法(「ICA」) 1933年証券法(「SA」) 1934年証券取引所法(「SEA」)	商品先物取引所法(「CEA」)	2000年金融サービス・市場法 (オープンエンド投資会社規則)	通貨・金融法典
規制対象	投資会社 (投資契約)	商品プール 商品プール管理業者(CPO)	集団投資スキーム	集団投資スキーム
定義	○投資会社とは、主たる事業が証券投資である。又は、資産の40%を超える投資証券を保有又は所得する発行者(ICA § 3(a)(1)) ○投資契約とは、ある者が、その資金を共同事業に投資し、他者の努力によって生じる利益を期待することになる契約、取引又は仕組み。(Howey test)	○商品プールとは、インベストメント・トラスト、シンジケートまたは類似の形の事業で商品持分の取引を目的に運営されているもの。(規則4.10(d)) ○商品プール管理業者(CPO)とはインベストメント・トラスト、シンジケートまたは類似の形の事業の性格を持つビジネスに従事し、それに関連して他者から金銭等の受領若しくは勧誘をするもので、契約市場等の規則に則り、商品先物等の取引をその目的とするもの。(§ 1(a)(5))	○集団投資スキーム 貨幣を含む何らかの種類の資産についての取決めであり、その取決めに参加することにより、資産の所得、保有、運用若しくは処分から生じる利益を受け取ることが可能となるもの。 ・取決めの参加者には、財産についての日常的なコントロールは認められない、 ・参加者の拠出金等はプールされるか、スキームの運用者によって運用される。(§ 235)	集団投資スキームは、次のものからなる。 ○有価証券集合投資機構(可変資本投資会社又は投資共同基金) ・可変資本投資会社は、金融商品及び預金のポートフォリオ管理を目的とした株式会社 ・投資共同基金は、法人格を有さず、その持分が、所有者の請求により発行され、場合により清算価値において買い戻される、金融商品及び預金の共同所有形態 ○債権共同基金は、債権の取得及び当該債権を表象する持分を発行することのみを目的とする共同所有形態である ○不動産投資民事会社は、賃貸借不動産の取得及び管理のみを行うことを目的とする。 ○森林貯蓄会社は、森林財産の所得及び管理を主たる目的とする。 (金融商品は、国、法人、投資共同基金又は債権共同基金以外は発行することができない。 § L211の1Ⅲ)
ファンドの届出・監督	登録(SEC)(ICA § 8)	登録(CFTC)(§ 4m)	認可(FSA)(§ 242等)	認可(AMF)(§ L214の3、 § L214の51等)
規制内容	目論見書の交付義務(SA § 5) ガバナンス規制(ICA § 10(a),13,16(a)) 販売規制(NASD規則2310)	目論見書の交付義務(規則4.21) 販売規制(NFA規則2-29)	目論見書の交付義務(ハンドブックCIS3) ガバナンス規制(ハンドブックCIS11) 販売規制(§ 238等)	目論見書の交付義務(§ L214の8等) ガバナンス規制(§ L214の17,L214の24等) 販売規制(§ L214の12等)
資産運用者	登録投資顧問業者(SEC)(投資顧問業法 § 203(b)(3))	登録商品投資顧問業者(CFTC)(§ 4m1)	認可業者(FSA)(§ 22、付属規定2)	認可業者(AMF)(§ L321-1、 § L531-10等)
資産保管者	銀行、証券取引所会員 (ICA § 17(f)、26(a)1)	—	受託者(§ 242(2)等)	受託者(§ L214の16、 § L214の26等)
販売者	登録証券会社、登録投資会社(直販)(SEC)(SEA § 15(a))	登録商品先物取引業者、登録商品プール(直販)、CFTC(§ 4d)	認可業者(§ 21,40)	許可業者(AMF)(§ L321-1、 § L531-10)
運用報告書	年次報告書等のSECへの提出及び投資家への交付義務(ICA § 30)	運用報告書等のCFTCへの提出及び投資家への交付義務(規則4.21、4.35)	年次報告書、半期報告書等の作成・交付義務(ハンドブックCIS10)	年次報告書の作成・交付義務(§ L214の8)

※米国商品取引所法における規定は、商品ファンドに関連する取引に従事するものの有価証券の発行、提供、購入または販売を規制する連邦証券法の規制の責務を免除するものでない。CEA § 4m(2)